

4. (2)⑯ 計画作成担当者の配置基準の緩和

概要

【認知症対応型共同生活介護★】

- 認知症グループホームにおいて、人材の有効活用を図る観点から、介護支援専門員である計画作成担当者の配置について、ユニットごとに1名以上の配置から、事業所ごとに1名以上の配置に緩和する。【省令改正】

R3.1.13 詰問・答申済

基準

<現行>

ユニットごとに専従で配置。
ただし、業務に支障がない限り、
他の職務に従事することができる。



<改定後>

事業所ごとに専従で配置。
ただし、業務に支障がない限り、
他の職務に従事することができる。

| | | 認知症グループホーム | 小規模多機能型 居宅介護 | 地域密着型 介護老人福祉施設 | 地域密着型特定施設入 居者生活介護 |
|----------------------|--------|--|---|-------------------|----------------------|
| 計画作成担当者 (介護支援専門員) | 配置員数 | ユニットごとに1人以上 ↓ 事業所ごとに1人以上 | 事業所ごとに1人以上 | 施設ごとに1人以上 | 事業所ごとに1人以上 |
| | 人員要件 | 介護支援専門員 かつ 認知症介護実践者研修修了者 | 介護支援専門員 かつ 認知症介護実践者研修修了者 + 小規模多機能型サービス等 計画作成担当者研修修了者 | 介護支援専門員 | 介護支援専門員 |
| | その他の要件 | 2ユニット以上の場合、2人の計画作成 担当者が必要となるが、いずれか1人が介 護支援専門員の資格を有していれば足りる (2人とも研修修了者であることは必要)。 ↓ 2人以上の計画作成担当者を配置する場 合、いずれか1人が介護支援専門員の資格 を有していれば足りる(全員が研修修了者 であることは必要) | — | — | — |